

議案第36号

大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分に関し協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

大田原地区広域消防組合の解散に際して大田原地区広域消防組合に存する財産は、全て新設する那須地区消防組合に帰属させる。

平成 年 月 日

大田原市長 津久井 富雄

那須塩原市長 阿久津 憲二